

第5章 計画見直しの背景と第3次計画への課題

高知市の近年の生活排水処理を取り巻く社会情勢を整理し、第2次計画の課題と合わせて、第3次計画策定において、対応すべき課題を整理する。

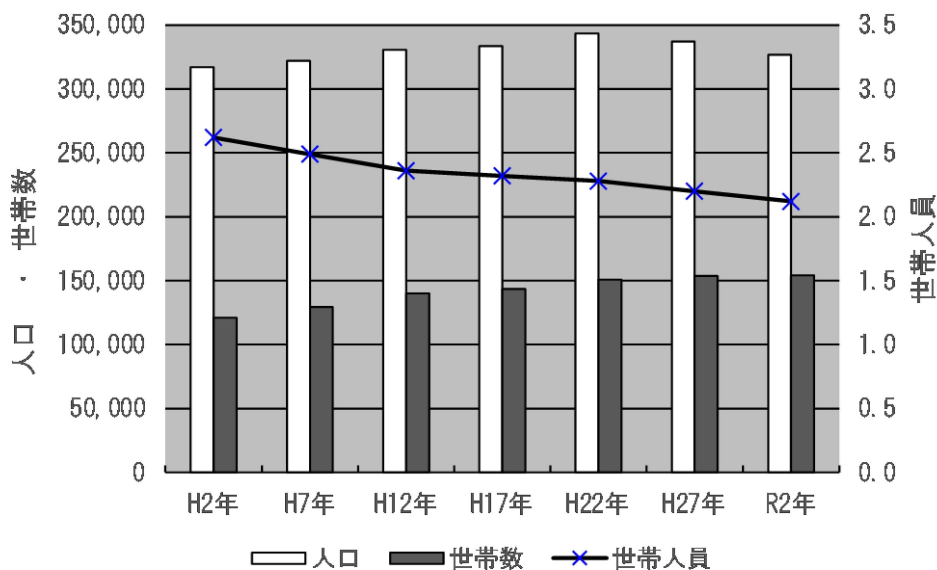
1 行政人口の推移

高知市の行政人口の推移を下図に示す。これより、以下のことが言える。

- ・高知市の行政人口は、平成22（2010）年をピークに減少傾向に転じている。
- ・今後も人口減少が加速していく見通しである。

⇒人口減少に伴い、今後、人為系の負荷量は減少していく見通しである。

図表 5-1 人口と世帯数の推移



出典：国勢調査

2 関連計画（浦戸湾流総計画）の動向

浦戸湾流域（高知市含む。）における下水道整備（汚水）に係る最上位計画である「浦戸湾流総計画」が令和3（2021）年度に見直された。前回計画と今回計画を比較すると以下のことが言える。

前回流総

環境基準の全項目において未達成の状況下で計画策定されたもので、**浦戸湾流域の水質改善が最重要課題**であった。
➡下水処理場の高度処理を位置づけた

今回流総

環境基準のほとんどの項目において達成されている状況下で計画策定されたもので、**人口減少下における効率的な汚水処理計画の立案**が課題となっている。
➡計画年度（令和27年度）における処理方式について、高度処理を二次処理に転換していく方針とした

■現況年における環境基準の達成状況

前浦戸湾流総計画 （現況年度：H21）	今回見直し浦戸湾流総計画 （現況年度：H29）
<ul style="list-style-type: none">・ BOD：14 地点中 3 地点で環境基準未達成・ COD：全地点で環境基準未達成	<ul style="list-style-type: none">・ BOD：全地点で環境基準達成・ COD：<u>5 地点中 2 地点で環境基準未達成</u> <p>（B 類型 3 地点達成，A 類型 2 地点非達成）</p>
<ul style="list-style-type: none">・ T-N：全地点で環境基準未達成・ T-P：全地点で環境基準未達成	<ul style="list-style-type: none">・ T-N：全地点で環境基準達成・ T-P：全地点で環境基準達成

3 汚水処理事業の10年概成

(1) 国の動向

平成29(2017)年度年末の日本の汚水処理人口普及率は90.9%(下水道処理人口普及率は78.8%)、約1,200万人分の汚水が処理されておらず、早急な未普及解消が必要である。H26(2014)年1月に、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が三省合同(国土交通省、農林水産省、環境省)で策定され、初めて時間軸の観点を取り込み、10年程度を目途に汚水処理を概成させる方針が以下のように明示された。

- 時間軸の観点を盛り込み、中期(10年程度)で早期整備と共に、長期(20~30年)での持続的な汚水処理システム構築を目指す。
- 汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ10年程度を目途に汚水処理の「概成」を目指した、より弾力的な手法を検討する。
- 長期的なスパン(20~30年程度)では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含める。

(2) 高知市の対応

平成29(2017)年度に改訂された生活排水処理構想の10年概成に向けたアクションプランは以下のとおりである。

①人口密集地における公共下水道の優先的な整備

人口密度が高く、投資効果の高い初月、朝倉、鴨田地区等において、公共下水道の整備を優先的に進め、効果的な普及拡大に努める。

②公共下水道区域から合併処理浄化槽区域への変更

各種生活排水処理施設の整備や維持管理に要する経済性や時間軸を考慮し、三里、長浜、浦戸、御豊瀬、旭地区の一部では、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、合併処理浄化槽区域に変更する。

③合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理

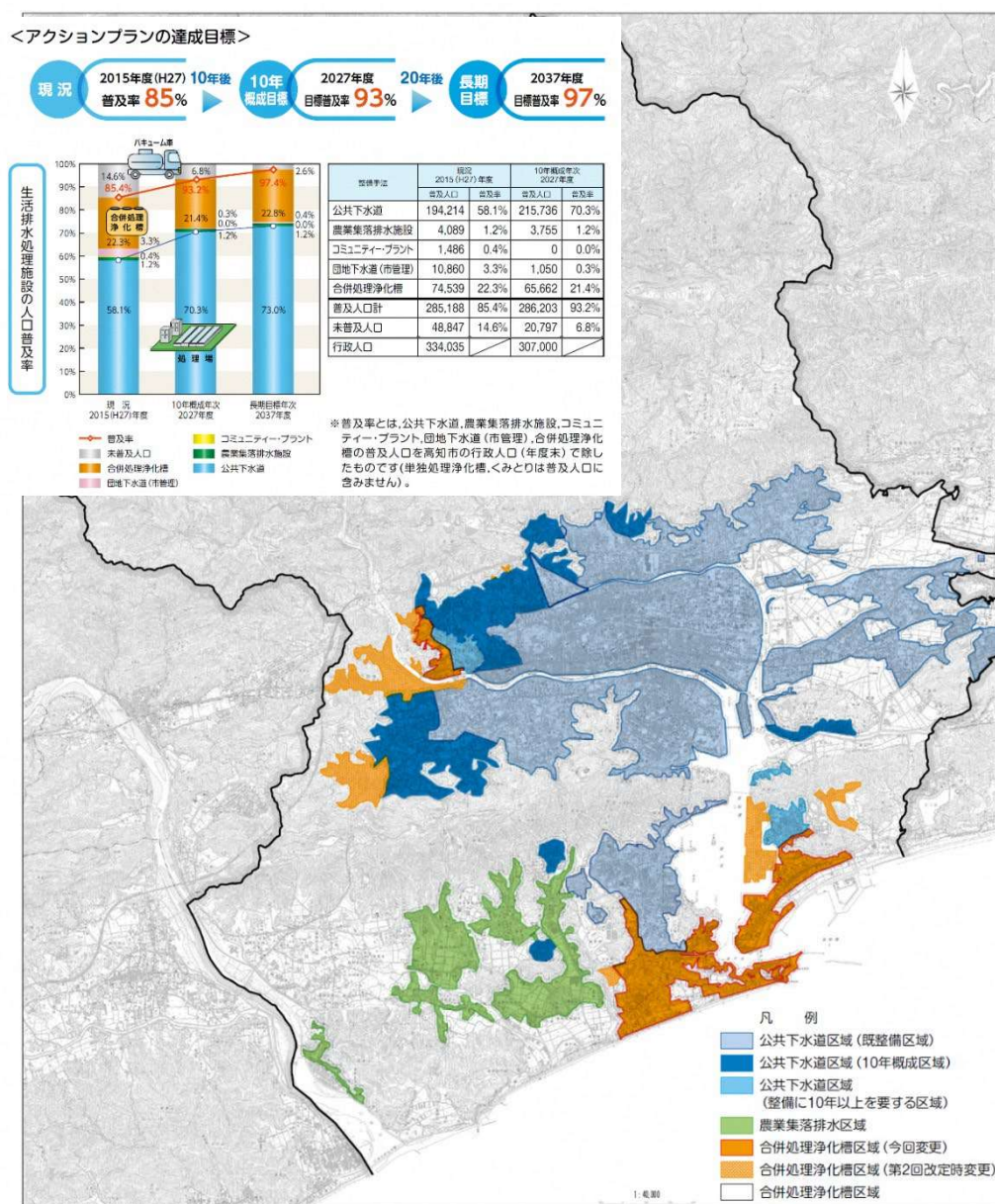
広報活動による普及啓発や補助制度の活用により、汲み取り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるとともに、適正な維持管理の啓発に努める。

④集合処理施設（公共下水道施設、農業集落排水施設）の接続率向上

接続に対して効果的な補助制度の活用や広報活動で、集合処理施設の接続率の向上に努める。

アクションプランの達成目標は、以下のとおりである。

図表 5-2 10年概成を目指したアクションプラン



出典：高知市生活排水処理構想 平成 29 (2017) 年 10 月

4 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (エスディーゼイズ) は、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称で、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標である。「誰一人残さない」を合言葉に、持続可能な社会の実現を国際社会全体で目指す 17 の普遍的なゴール (目標) と 169 のターゲット (達成基準) であり、実現に向けて各国政府だけでなく、地方自治体や企業等の全体的な取り組みが求められている。

高知市の汚水処理事業においても、市民が快適で住みやすい環境づくりを実現していくとともに、SDGs のゴール達成に貢献していくことが必要とされている。

図表 5-3 持続可能な開発目標 (SDGS アイコン)



5 脱炭素社会への貢献

近年世界的に、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの取組が実施されており、本市では、令和 3 (2021) 年 5 月 14 日に「令和 32 (2050) 年 CO₂ (二酸化炭素) 実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティ」を表明している。

6 第3次高知市生活排水対策推進計画への課題

計画当初（平成 19（2007）年度）から 15 年が経過し、様々な社会情勢が変化しているため、それらを踏まえ、「第3次高知市生活排水対策推進計画」を策定する必要がある。

第2次計画の結果を受けた第3次計画への課題と、本市の近年の生活排水事業を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、第3次計画で対応すべき課題として以下の4つを抽出した。

課題	内容
未普及解消に向けた取り組み	生活排水処理施設の未普及により、未処理の生活排水が公共用水域に排出されている。本市の汚水人口普及率が全国平均を下回っていることを踏まえ、引き続き未普及解消に向けた取り組みを進める必要がある。
環境基準の継続的な達成	環境基準の達成状況は大きく改善したが、海域の一部で基準が未達成の地点が残っている状況である。この改善状況を継続するとともに、公共用水域の水質保全の観点から、引き続き達成状況を監視していく必要がある。
人口減少への対応	本市においても、将来の人口減少に伴う使用料収入の減少により、汚水処理事業における経営環境が厳しさを増すことが想定されており、今後、効率的に生活排水処理施設の整備を進める必要がある。
脱炭素社会への貢献	汚水処理事業において、今後は、エネルギー消費量の削減と公共用水域の水質保全の二つの観点から汚水処理事業を行っていくことが必要とされている。